

取引適正化推進フォーラム 福岡大会

～「パートナーシップ構築宣言」拡大で適正な取引価格の実現を！～

日 時 令和5年 5月 16日 火 14:00～15:30 [開場13:00]

会 場 電気ビル みらいホール (福岡市中央区渡辺通2-1-82 電気ビル共創館4階)

プログラム

(1) 代表挨拶

福岡県商工会議所連合会 会長 谷川 浩道
九州経済産業局長 苗村 公嗣
福岡県知事 服部誠太郎

(2) 講 演

- 「商工会議所におけるパートナーシップ構築宣言推進の取組み」
日本商工会議所 常務理事 久貝 卓氏
- 「取引適正化・パートナーシップ構築宣言に関する中小企業庁の取組みについて」
中小企業庁 事業環境部長 小林 浩史氏
- 「適正な価格転嫁の実現に向けた取組みについて」
公正取引委員会 委員長 古谷 一之氏
公正取引委員会 企業取引課長 守山 宏道氏

(3) 共同宣言

(一社)九州経済連合会 会長 倉富 純男
福岡県経営者協会 会長

(4) 閉 会

●プログラムは都合による変更になる場合がありますので、予めご了承ください。



「取引適正化推進フォーラム福岡大会」宣言

令和5年5月16日

わが国経済は、過去20年以上にわたり、物価、賃金及び生産性がほぼ横ばいという停滞状態が続いている。一方、原油価格の高騰や円安基調によるエネルギー・原材料価格の上昇が長期化しており、多くの地場企業はかつてない苦境に直面している。

このような中、経済を停滞から成長へと転換させ、「成長」と「分配」の好循環を実現し、もってすべての人々が豊かさを実感できる社会を実現するためには、「新たな付加価値の創造」とサプライチェーン全体における「取引適正化」が不可欠である。

私たちは今、全国で官民を挙げて個々の企業が取引先と持続可能な共存共栄関係を築く「パートナーシップ構築宣言」の登録を推進しているが、これも「成長」と「分配」の好循環を生み出すための重要な取組みである。

本日、福岡県経済の更なる発展につなげていくことを目的として、地元産官労23団体のトップが一堂に会し、本取組みに対する理解を共に深めるためのフォーラムを開催した。この機会に、私たちは、宣言企業の一層の拡大と取引適正化のための環境整備に向けて、以下の項目を重点的に推進することをここに宣言する。

記

1. 「パートナーシップ構築宣言」の登録推進

傘下の会員に対し「パートナーシップ構築宣言」の登録を推進する。

2. 適正な価格による取引の徹底

福岡県内のパートナーシップ構築宣言企業は、当該宣言の内容について、自社の調達部門等の取引現場への浸透を図るとともに、これを取引先に明示する。また、積極的に当該取引先との価格協議の場を設け、真摯にこれに対応し、コスト(労務費、エネルギー・原材料費)変動分の取引対価への円滑な反映を図る。

3. サプライチェーン全体の成長に向けた環境整備

サプライチェーン全体で商品・サービスに係る付加価値向上を図ることにより、適正な価格で最終消費者に提供することにつき社会全体の理解を得られるよう官民協働で啓発を行う。

以上

宣言団体

九州経済産業局	局長	苗村 公嗣
福岡財務支局	支局長	渡邊 輝
福岡労働局	局長	安達 栄
九州運輸局	局長	吉永 隆博
福岡県	知事	服部 誠太郎
福岡市	市長	高島 宗一郎
福岡県商工会議所連合会	会長	谷川 浩道
福岡県商工会連合会	会長	花田 稔之
福岡県中小企業団体中央会	会長	桑野 龍一
福岡県商店街振興組合連合会	理事長	梯 輝元
一般社団法人九州経済連合会	会長	倉富 純男
福岡経済同友会	代表幹事	青柳 俊彦
福岡県経営者協会	会長	倉富 純男
一般社団法人福岡県中小企業家同友会	代表理事	高谷 幸一
一般社団法人福岡県中小企業経営者協会連合会	会長	小林 専司
公益社団法人福岡県トラック協会	会長	眞鍋 博俊
一般社団法人福岡県建設業協会	会長	黒木 篤
一般社団法人福岡県土木組合連合会	理事長	西原 幸作
一般社団法人福岡銀行協会	会長	五島 久
福岡県信用金庫協会	会長	野村 廣美
福岡県信用組合協会	会長	吉丸 秀利
日本労働組合総連合会福岡県連合会	会長	藤田 桂三
福岡商工会議所	会頭	谷川 浩道

取引先と共に存共栄関係を築こうと考える経営者の皆様へ

パートナーシップ構築宣言は
2020年6月に創設されました。



詳しくは
Webへ



<https://www.jcci.or.jp/partnership/>

大企業と中小企業が
共に成長
するために!

取引先との
持続可能な関係
を築くために!

パートナーシップ構築宣言とは?

あらゆる規模・業種の企業や個人事業主に宣言いただけます

取引先とのパートナーシップを強化するなど「新たな存共共栄関係の構築」を企業の代表者名で宣言(コミット)するものです。



新たなパートナーシップ
規模・系列を超えた連携
お互いWin-Winの関係で!



適正な取引価格の実現
価格交渉ができる関係に!



下請代金の支払条件改善
資金繰りの改善!

Webサイトではパートナーシップ構築宣言の仕組みや目的などの動画、PDFをご覧いただけます。



「パートナーシップ構築宣言」プロモーションビデオ
～アフターコロナを勝ち抜く
トップの決断!～



「月刊石垣」別冊
「パートナーシップ構築宣言」
特集号

メリット・効果は?

「宣言」が公式ポータルサイト*に掲載・公表されます

中小企業庁のニュースリリースにも
掲載されます(不定期)。

*(公財)全国中小企業振興機関協会の運営サイト



一部の補助金で加点措置が受けられます

「ものづくり等補助金」や「省エネ補助金」等で加点措置が受けられます。



最新の支援措置(補助金の加点措置)等
は、QRコードからご覧いただけます。

[https://www.biz-partnership.jp/
info.html#chap-subsidy](https://www.biz-partnership.jp/info.html#chap-subsidy)



宣言企業は「ロゴマーク」を使うことができます

名刺にロゴマークを入れて、取引先との共存共栄の関係を築こうとする会社(ホワイ
ト企業)であることをアピールできます。



SDGs 「宣言」の取組みを実践することで SDGsも同時達成することになります

今や多くの企業が取組む「SDGs」(持続可能な開発目標)
「宣言」を通じて次の5つの目標に取組んでいます。



積極的な宣言と実行で、サプライチェーン全体の
「成長」と「分配」の好循環を実現しましょう

日本商工会議所 会頭
小林 健

日本商工会議所
The Japan Chamber of Commerce and Industry

パートナーシップ構築宣言

本宣言のひな形は、サイバー攻撃がサプライチェーン全体へ及ぼす影響の深刻化やテレワークによる労働環境の変化等により社会的要請が高まっていることを踏まえ、2022年4月1日に、また、中小企業を含めたサプライチェーン全体での省エネへの取組を促進するため、2023年2月10日にそれぞれ改正されました。宣言済み企業は修正して再提出が可能です(任意)。未宣言企業は改正後のひな形をご利用ください。

ひな形

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1.サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を

超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける('TierN'から'TierN+1'へ)ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP(事業継続計画)策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)※下記から積極的に取り組む項目を特定し項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

- a.企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業継承支援 等）
- b.I T 実装支援（共通 E D I の構築、データの相互利用、I T 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）
- c.専門人材のマッチング
- d.グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
- e.健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

2.「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

※下記①～⑤の取組内容は、「振興基準」(取引対価決定の際の協議、契約条件の書面交付等)を踏まえた上で、業界の取引形態に合わせて変更することが可能です。

※「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する」場合には、その旨記載ください。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

※型とは、金属、プラスチック、ゴム、ガラス等の素材を、それぞれ目的とする製品の成形加工用に使用される金型のことです。型を活用した取引を行っていない場合には、除外してください。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3.その他（任意記載）

(例)取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益

やコストダウン等の成果配分を取引先との間で

"50/50(ファイティ・ファイティ)"とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み 等

(例)約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

○年○月○日

企業名

□□□□□ 株式会社

役職・氏名（代表権を有する者）

□□□□□ □ □ □ □